

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 6月 21日

滋賀県知事 殿

提出者

住所 京都市右京区太秦巽町1番地

氏名 三菱自動車工業株式会社  
京都製作所 所長 神徳 浩久

電話番号 075-864-8057

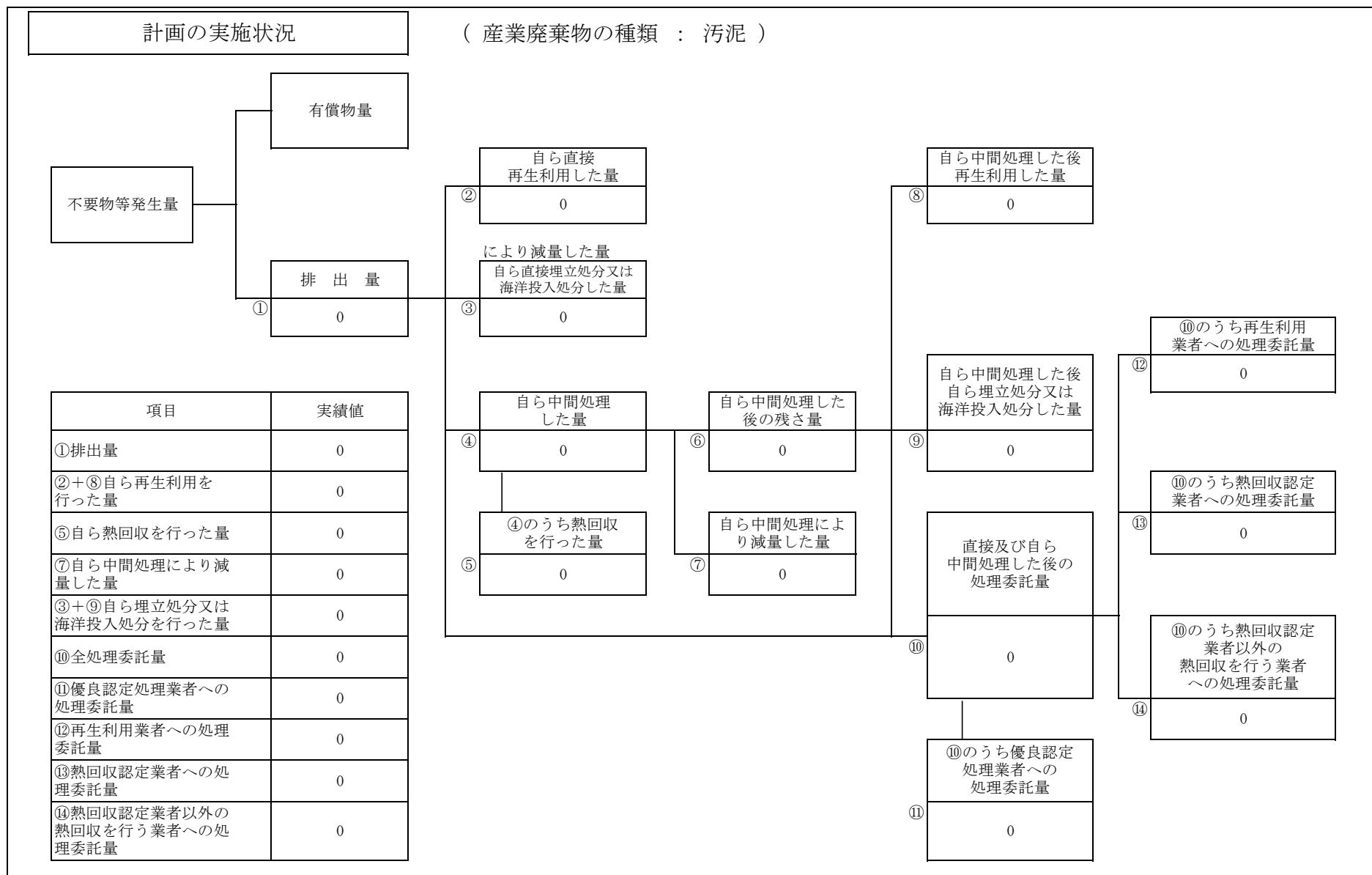
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

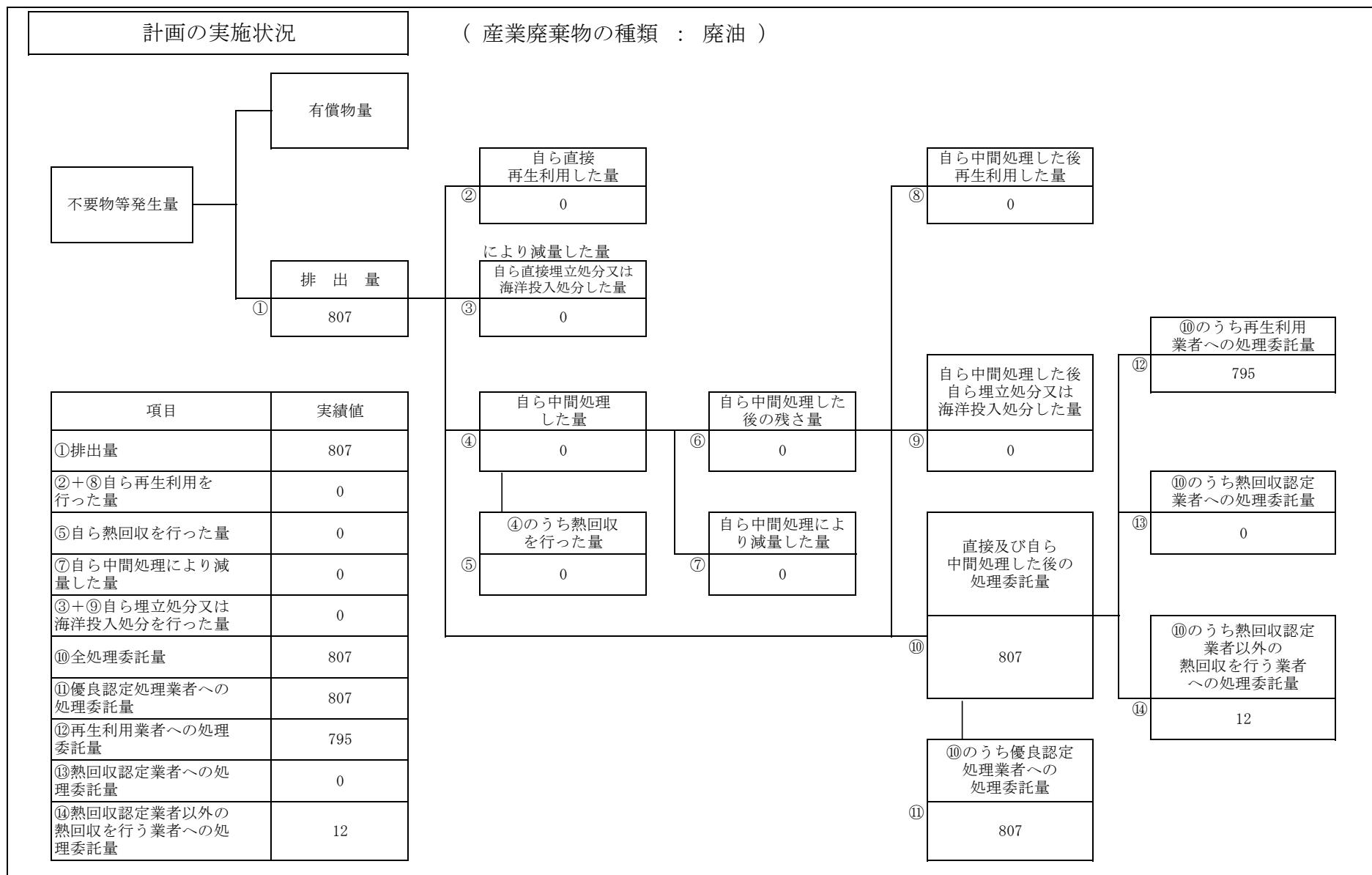
事業場の名称	三菱自動車工業株式会社 京都製作所 滋賀工場		
事業場の所在地	滋賀県湖南市小砂町2番地の1		
事業の種類	輸送用機械器具製造業 31		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		

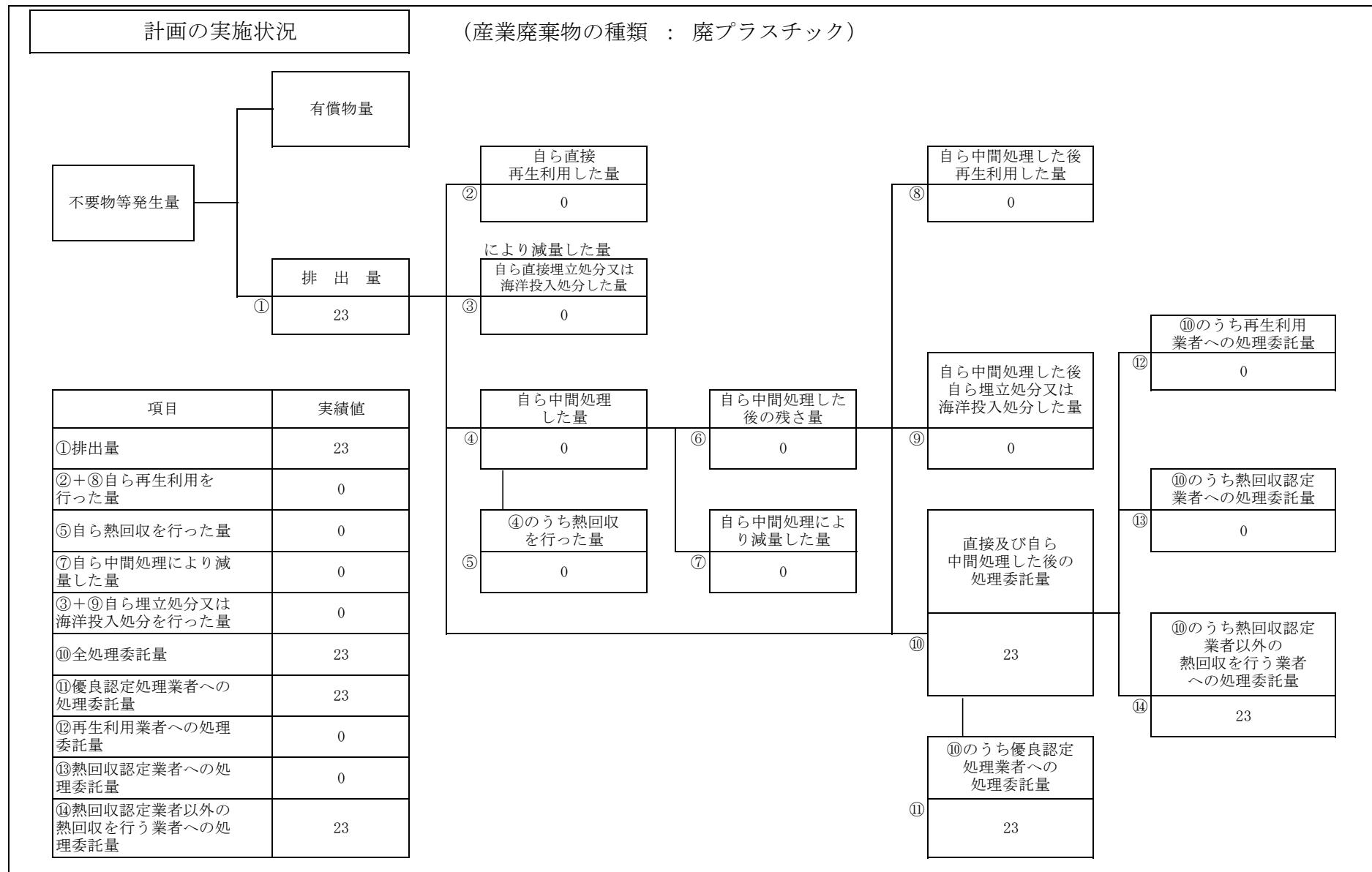
産業廃棄物処理計画における目標値

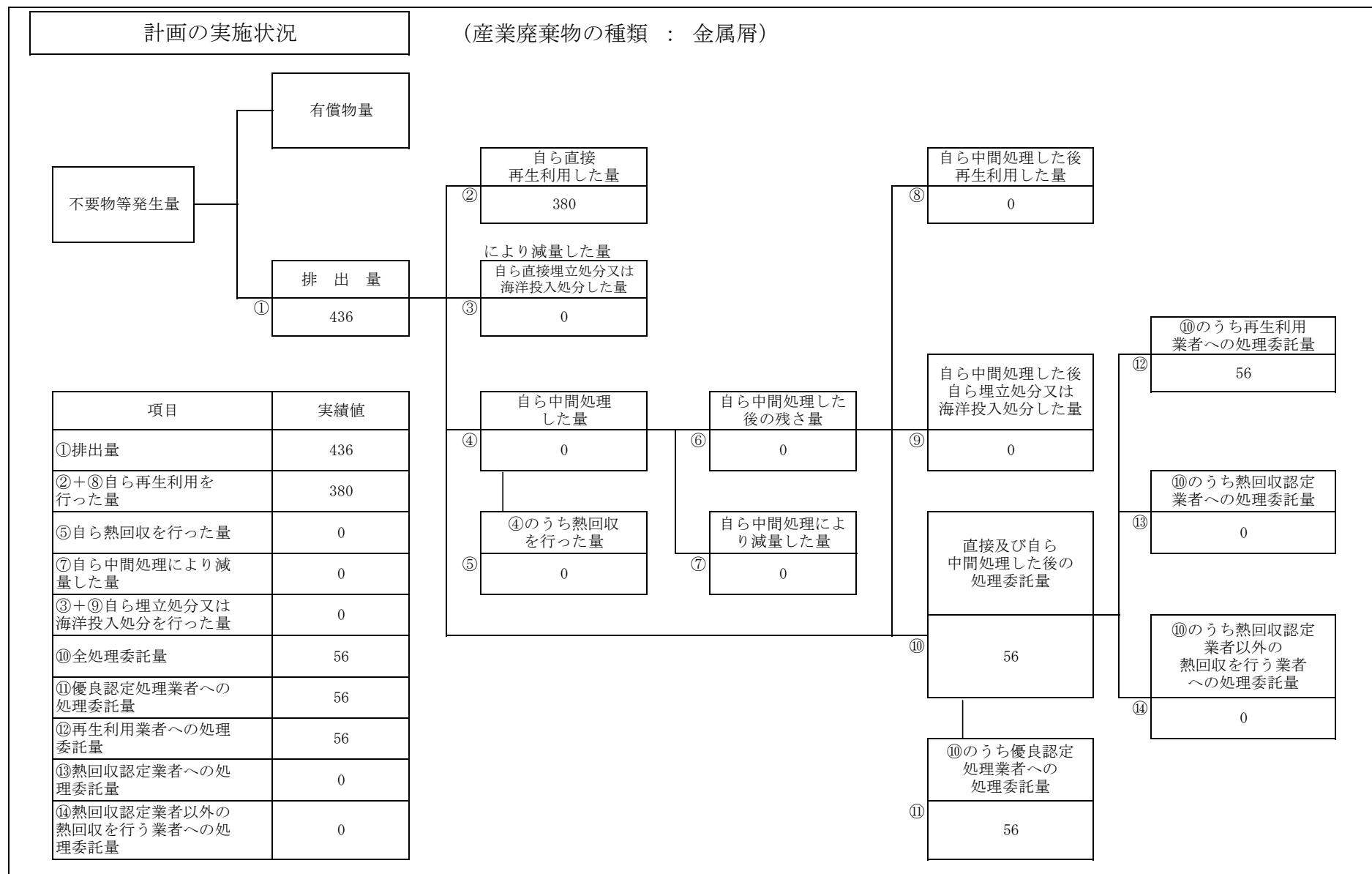
項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,725 t	全処理委託量	1,172 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	553 t	優良認定処理業者への処理委託量	1,171 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	1,113 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	59 t
※事務処理欄			

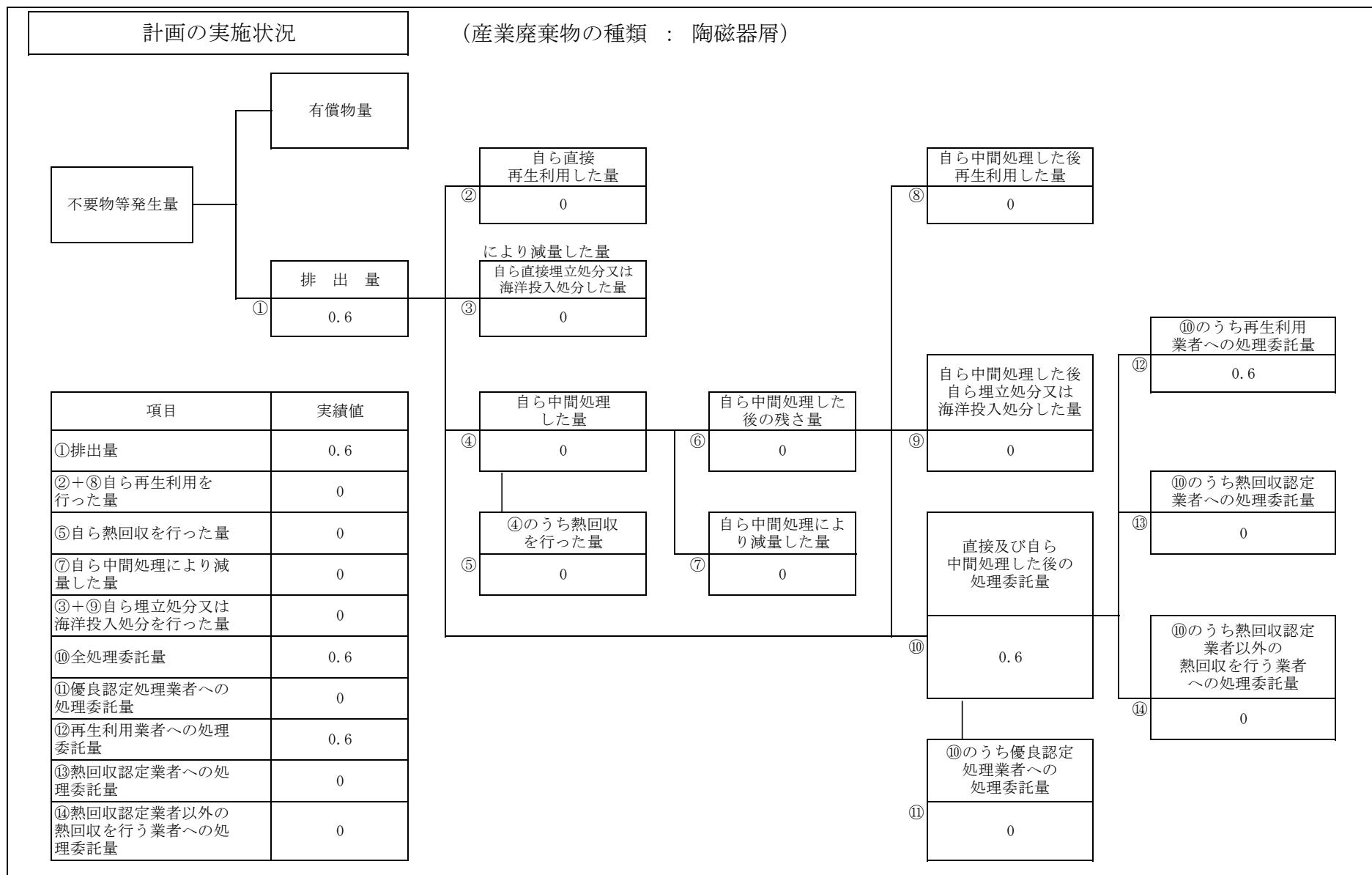
(日本工業規格 A列4番)

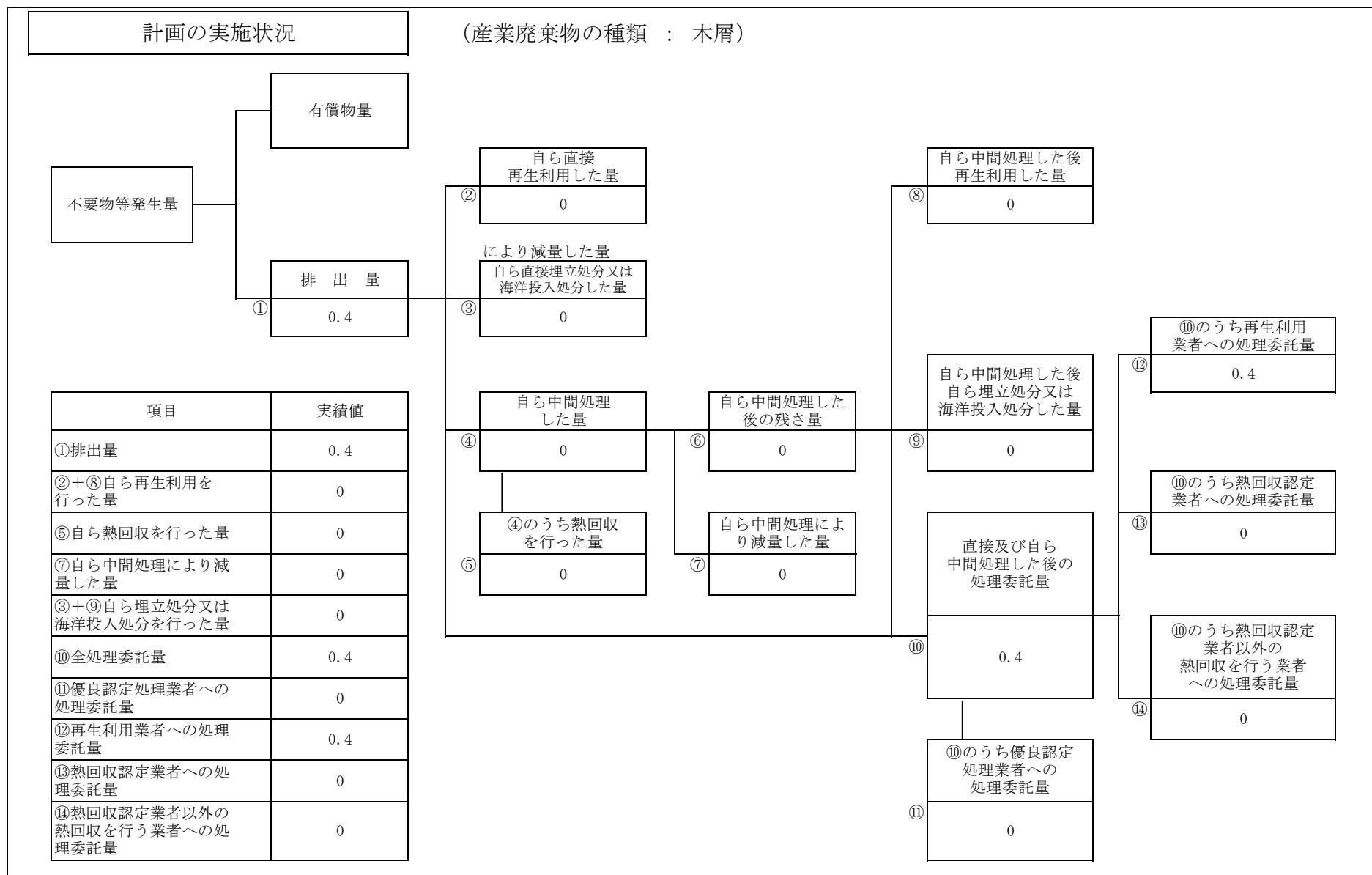












## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書の【集計用シート】

氏名 三菱自動車工業 株式会社 京都製作所（滋賀工場）  
所長 神徳 浩久

産業廃棄物の種類	計画の実施状況								
	①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)
法で定められている産業廃棄物の種類(シュレッダーストなど、一體不可分のものについては、空欄行に記載してください。)	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
燃え殻									
汚泥	0								
廃油	807								
廃酸									
廃アルカリ									
廃プラスチック類	23								
ゴムくず									
金属くず	436	380							
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	0.6								
鉱さい									
がれき類									
ばいじん									
紙くず									
木くず	0.4								
繊維くず									
動植物性残渣									
動物系固形不要物									
合計	1,267	380	0	0	0	0	0	0	0

⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	( ⑩= ①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ =⑫+⑬+⑭+⑮+⑯ )					②+⑧ 自ら再生利用 を行った量(t)	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋 投入処分を行った量(t)
	委託先による区分						
⑫再生利用業者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理 委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)			
中間処理及び最終処分 を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への 再生利用委託量(⑪、⑭除く)	⑩の量のうち、認定熱回 収施設置場である処理 業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以 外の熱回収を行っている処理業者への焼 却処理委託量	⑩の量のうち、委託して破 碎等の中間処理した量(⑫ ～⑯を除く)	⑩の量のうち、直接 委託して埋立て最終 処分した量	⑩の量のうち、優良認定 処理業者への委託処理 量	②の量と⑧の量を合計 したもの(自動計算) ③の量と⑨の量を合計 したもの(自動計算)
							0 0
0	0		0			0	0 0
807	795		12			807	0 0
							0 0
							0 0
23			23			23	0 0
							0 0
56	56					56	380 0
0.6	0.6						0 0
							0 0
							0 0
							0 0
0.4	0.4						0 0
							0 0
							0 0
							0 0
887	852	0	35	0	0	886	380 0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。